

認証の詳細

<ゆたんぽ>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

表 2 : 検査設備基準

表 3 : 型式区分 (ロット認証と共通)

表 4 : 型式確認申請手数料

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

表 6 : 型式確認試験の有効期限

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限 (ロット認証と共通)

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

表 11 : ロット認証の申請手数料

表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

製造設備	技術上の基準
1. 金属板プレス加工設備 (ただし A 形ゆたんぽを製造する場合に限る。)	1. 適切に金属板プレス加工ができること。
2. 穴あけ設備 (ただし A 形ゆたんぽを製造する場合に限る。)	2. 適切に穴あけができること。
3. 曲げ加工設備 (ただし A 形ゆたんぽを製造する場合に限る。)	3. 適切に曲げ加工ができること。
4. 切削加工設備 (ただし A 形ゆたんぽを製造する場合に限る。)	4. 適切に切削加工ができること。
5. ハンダ付設備 (ただし A 形ゆたんぽを製造する場合に限る。)	5. 適切にハンダ付ができること。
6. ゴム成形設備 (ただし B1 形ゆたんぽを製造する場合に限る。)	6. 適切にゴム成形ができること。
7. 合成樹脂成形設備 (ただし B2 形又は C 形ゆたんぽを製造する場合に限る。)	7. 適切に合成樹脂成形ができること。
8. 組立・仕上げ設備	8. 適切に組立、仕上げができる作業具等の設備を備えていること。

ただし、金属板プレス加工設備（一部に限る。）、穴あけ設備、曲げ加工設備、切削加工設備、ハンダ付設備、ゴム成形設備（一部に限る。）、又は合成樹脂成形設備（一部に限る。）により製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると製品安全協会が認める者から当該部品の供給を受ける者であって製品安全協会が認める者は、当該設備の一部若しくは全部を備えることを要しない。	
---	--

表 2 : 検査設備基準

検査設備	技術上の基準
1. 寸法測定設備 (ただし自在曲線定規及び金属製直尺は、口金を有する形式のゆたんぽを製造する場合に限る。)	1. ノギス (150mm まで測定できるもの)、自在曲線定規 (口金キャップの鉄線の形状を写しとれるもの) 及び金属製直尺 (150mm まで測定できるもの)。
2. 気密性試験設備	2. 空気圧縮機 (ゆたんぽに関する基準確認方法の項目の 3. 気密性に規定する性能を有するもの) 及び水そう (試験条件を十分満足できるもの)。
3. 耐急冷性試験設備	3. 恒温水そう (温度 $18\pm 2^{\circ}\text{C}$ を維持できるもの) 及び温度計 (温度 0°C から 50°C まで測定できる最小目盛 1.0°C のもの)。
4. 落下衝撃性試験設備	4. 金属製直尺 (1,000mm まで測定できるもの) 及び合板 (厚さは 2 枚あわせて 30mm になるものとし、試験を行うに十分な広さを有し、かつ、落下させたゆたんぽが二次衝撃を受けない構造のもの)。
5. 受口及びキャップの強さ試験設備 (ただし、合成樹脂製の受口及びキャップを有する形式のゆたんぽを製造する場合に限る。)	5. トルク測定器 ($3\text{N}\cdot\text{m}$ までのトルクを測定できるもの) 及び恒温そう (温度 $60\pm 5^{\circ}\text{C}$ を維持できるもの)。
6. 持ち手の強さ試験設備 (ただし、持ち手を有する形式のゆたんぽを製造する場合に限る。)	6. 荷重試験機 (試験を行うゆたんぽの満水容量の水の質量に作用する重力の 5 倍の力をかけられるもの) 又は砂袋 (試験を行うゆたんぽの満水容量の水の質量の 5 倍の質量のもの) 及び架台 (ゆたんぽの持ち手をかけてつり下げることができるもの)。
7. 圧縮強さ試験設備	7. 荷重試験機 (1800N の力を加えられるもの) 及び木板 (1800N の力に耐えられるものであって長さ 25cm 幅

	10cm のもの及び長さ、幅がそれぞれゆたんぼの長さ幅より大きいもの。
8. 繰り返し耐久性試験設備 (ただし、C 形を製造する場合に限る)	8. ポンプ及び流量計 (密封したゆたんぼから表示容量の 25% に相当する気体を抜き取って減圧し、大気圧に戻す操作ができるもの)
9. 底の耐熱衝撃性試験設備 (ただし、A 形のうち圧力調整形のもの製造する場合に限る)	9. 加熱器及び温度計 (空のゆたんぼを 100℃ まで加熱できるもの)
10. ゴムパッキン弾性試験設備	10. 引張試験機 (JIS K6251 (2017 年) 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—熱老化特性の求め方に規定する性能を有するもの)、恒温そう (温度 $70\pm 1^{\circ}\text{C}$ を維持できるもの)、ノギス (150mm まで測定できるもの)、老化試験装置 (JIS K6257 (2010 年) 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—熱老化特性の求め方に規定する性能を有するもの) 及びダンベル状試験片打抜き型
11. ゴム及び軟質合成樹脂材料試験設備 (ただし、B 形を製造する場合に限る。)	11. JIS K6251 (2017 年) 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張特性の求め方の規定に定める最大引張力の大きさ及び伸び測定設備 (B 1 形に限る。) 又は JIS K7161-1 (2014 年) プラスチック—引張特性の求め方 第 1 部に定める最大引張力の大きさ及び伸び測定設備 (B 2 形に限る。)、 JIS K6257 (2010 年) 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—熱老化特性の求め方の方法 A-2 法に定める恒温槽 (B 1 形にあつては温度 $70^{\circ}\text{C}\pm 1^{\circ}\text{C}$ 、B 2 形にあつては $100\pm 2^{\circ}\text{C}$ を 168 時間 ± 2 時間維持できるもの。)、水槽 (温度 $23\pm 2^{\circ}\text{C}$ の水にゆたんぼを 16~96 時間水没できるもの。 B 1 形に限る。)、ソックスレー抽出装置 (168 時間 ± 2 時間ソックスレー抽出できるもの。 B 2 形に限る。)、電子ばかり (読み取り精度が 0.1g 以上のもの。 B 2 形に限る。)、短冊状試験片の伸び測定設備 (試験環境温度 $23^{\circ}\text{C}\pm 2^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 $50\%\pm 5\%$ 、重すい (20N+0.20 N の力で下方に与えるもの)、基準点間の距離測定設備を備えたもの。) 及び JIS

12. ホルムアルデヒド試験設備 (ただし、布製カバーを付属するものを製造する場合に限る。) ただし、耐荷重試験、繰り返し耐久性試験、底の耐熱衝撃性試験、ゴムパッキン弾性試験、ゴム及び軟質合成樹脂試験又はホルムアルデヒド試験については、当該試験設備を有し、当該試験を適切に行いいうと製品安全協会が認める者に定期的に当該試験を行わせている者は、当該試験設備を備えることを要しない。	K6252-1 (2015 年) 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引裂強さの求め方—第 1 部に定める引裂強さ測定設備。 12. 化学天秤 (感量が 1mg 以上のもの)、恒温水そう (温度 $40\pm 2^{\circ}\text{C}$ 以内に維持できるもの)、分光光度計 (ダブルビーム装置及び記録装置付きのもの) 及びその他の化学試験器具を備えていること。
---	---

表 3 : 型式区分 (ロット認証と共通)

要素	区分
型式 (以下、「B 1－1 形」～ 「B 1－3 形」を総称して 「B 1 形」と言います。)	1. A 形のもの (金属製のもの) 2. B 1－1 形のもの (天然ゴム製のもの) 3. B 1－2 形のもの (シリコーンゴム製のもの) 4. B 1－3 形のもの (クロロプレンゴム製のもの) 5. B 2 形のもの (PVC製のもの) 6. C 形のもの (B 形の適用を受けるものを除く 合成樹脂製のもの)
口部の構造	1. 口金及び受金のもの 2. せん及び受金のもの 3. せん及び口のもの 4. キャップ式せん及び口のもの 5. その他のもの

表 4 : 型式確認申請手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	・ 申請手数料 5,500 円/型式 (税抜 5,000 円/型式) ※ 外国からの送金の場合は、税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

型式確認申請手数料 (委託検査機関)

申請窓口	手数料	振込先
< A 形 >	一般財団法人日本文化用品安全試験所	26,400 円 (税抜 24,000 円)
	一般財団法人ボーケン品質評価機構	34,408 円 (税抜 31,280 円)
	一般財団法人化学研究評価機構 (JCII)	23,760 円 (税抜 21,600 円)
	一般財団法人日用金属製品検査センター	23,100 円 (税抜 21,000 円)
< B 1 形 >	一般財団法人ボーケン品質評価機構	183,304 円 (税抜 166,640 円)
	一般財団法人化学物質評価研究機構 (CERI)	142,450 円 (税抜 129,500 円)
	一般財団法人化学研究評価機構 (JCII)	124,960 円 (税抜 113,600 円)
< B 2 形 >	一般財団法人ボーケン品質評価機構	193,864 円 (税抜 176,240 円)
	一般財団法人化学研究評価機構 (JCII)	134,640 円 (税抜 122,400 円)
< C 形 >	一般財団法人日本文化	55,000 円 (税抜 50,000 円)

	用品安全試験所		※ A 形の場合：圧力調整形の口金を有するものは、底の耐熱衝撃性の測定証明書の発行料金が必要です。 ※ A 形ゆたんぽで合成樹脂性のキャップを使用している場合は別途費用が必要なことがあります。
	一般財団法人ボーケン品質評価機構	75,064 円（税抜 68,240 円）	
	一般財団法人化学研究評価機構(JCII)	51,040 円（税抜 46,400 円）	

・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5：型式確認試験の委託検査機関

申込先名称	送付先	検査試料の数
A 形の場合	一般財団法人日本文化用品安全試験所 大阪事業所 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 電話 072-968-2226	2 個／型式
	一般財団法人ボーケン品質評価機構 ・東京生活用品試験センター 〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1 電話 03-5669-1382 ・大阪生活用品試験センター 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 電話 06-6577-0124	
	一般財団法人化学研究評価機構(JCII) 高分子試験・評価センター 大阪事業所 〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 電話 06-6788-8134	
	一般財団法人日用金属製品検査センター 〒959-1277 新潟県燕市物流センター1-9	

	電話 0256-62-3131	
B 1 形の場合	一般財団法人ボーケン品質評価機構 ・ 東京生活用品試験センター 〒135-0001 東京都江東区毛利 1 - 12 - 1 電話 03-5669-1382 ・ 大阪生活用品試験センター 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 電話 06-6577-0124	6 個／型式 (試料の大きさが小さいものは追加試料が必要)
	一般財団法人化学物質評価研究機構 (CERI) 東京事業所 高分子技術部 〒345-0043 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野 1600 番地 電話 0480-37-2601	
	一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 高分子試験・評価センター 大阪事業所 〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 電話 06-6788-8134	
B 2 形の場合	一般財団法人ボーケン品質評価機構 ・ 東京生活用品試験センター 〒135-0001 東京都江東区毛利 1 - 12 - 1 電話 03-5669-1382 ・ 大阪生活用品試験センター 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 電話 06-6577-0124	10 個／型式 (試料の大きさが小さいものは追加試料が必要)
	一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 高分子試験・評価センター 大阪事業所 〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 電話 06-6788-8134	
C 形の場合	一般財団法人日本文化用品安全試験所 大阪事業所 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 電話 072-968-2226	5 個／型式
	一般財団法人ボーケン品質評価機構 ・ 東京生活用品試験センター 〒135-0001 東京都江東区毛利 1 - 12 - 1	

	電話 03-5669-1382 ・大阪生活用品試験センター 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 電話 06-6577-0124	
	一般財団法人化学研究評価機構(JCII)高分子試験・評価センター 大阪事業所 〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 電話 06-6788-8134	

表 6 : 型式確認試験の有効期限

適合日より 2 年間

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	< A 形の場合 > 図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 27mm×27mm です。 最小交付単位はシートタイプ : 50 枚、ロールタイプ : 5000 枚 図 1 協会支給 SG ラベル (A 形用) < B 1 形及び B 2 形の場合 > 製品本体の表面又は裏面に図 2 に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出し、かつ、取扱説明書に図 3 に示す協会支給ラベルを貼付します。台紙の寸法は 17mm×17mm です。 最小交付単位はシートタイプ : 50 枚 図 2 自社表示 (B 形用) ・寸法 : A を 100 としたときの比率で表しており、A は 8.0mm 以上です。 ・色彩 : 協会の表示要領に定める色彩又は単色とする。 ※ 図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。



図3 協会支給ラベル（B形用）

< C形の場合 >

図4に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。

台紙の寸法は 22.5mm×22.5mm です。

最小交付単位はシートタイプ及びロールタイプ：5000 枚

なお、図4中「A0000000AB」となっている箇所は、実際にはラベル毎に異なる記号・番号となります。



図4 協会支給ラベル（C形用）

表示を行うためには、Web からログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表8に示す手数料額を振り込んでください。申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。

表8：工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	3.3 円/個 （税抜 3 円/個） ※ 2022 年 6 月 1 日から全て 2021 年 6 月 1 日改正基準適用となり、5.5 円/個（税抜 5 円/個）に変わります。 ※ SG ラベルの送付先が外国の場合には、	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 3 0 0 4 4 7 口座名 一般財団法人 製品安全協会

	別途送料が必要です。 ※ 外国からの送金の場合は、税抜の手数料です。	MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT
--	--	--

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

A 形	購入日より 1 年間
B 1 ・ B 2 形	購入日より 3 年間
C 形	購入日より 3 年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

委託検査機関は選択可能です。

申請窓口	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 < A 形・C 形 >	
	東京事業所	〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 電話 03-3829-2515
	大阪事業所	〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 電話 072-968-2226
	◆一般財団法人化学物質評価研究機構 (CERI) < B 1 形 >	
	東京事業所 高分子技術部	〒345-0043 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野 1600 番地 電話 0480-37-2601
	名古屋事業所	〒466-0858 愛知県名古屋市昭和区折戸町 4 - 1 電話 052-761-1185
	大阪事業所	〒577-0011 大阪府東大阪市荒本北 1 - 5 - 5 5 電話 06-6744-2022
	◆一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) < すべての形に対応 >	
	高分子試験・評価 センター 大阪事業所	〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 電話 06-6788-8134
	東京事業所	〒135-0062 東京都江東区東雲 2-11-17 電話 03-3527-5115
	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 < すべての形に対応 >	
	東京生活用品試 験センター	〒135-0001 東京都江東区毛利 1 - 12 - 1 電話 03-5669-1382
	大阪生活用品試 験センター	〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 電話 06-6577-0124
	◆一般財団法人日用金属製品検査センター < A 形 >	
	本部 燕事業所	〒959-1277 新潟県燕市物流センター1-9 電話 0256-62-3131

申請窓口		毎回検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。 上海愛麗服装検査修理有限公司（中国）、常州市波肯紡織檢測有限公司（中国）、青島紡検査有限公司（中国）、SGS 香港株式会社（中国）、SGS Taiwan Limited（台湾）、SGS CSTC Standards Technical Services Co, Ltd、Guangzhou Branch（中国）、SGS CSTC Standards Technical Services Co, Ltd、Hangzhou Branch（中国）、財団法人 F I T I 試験研究院（韓国）、PT. SGS INDONESIA（インドネシア）、SGS Vietnam Ltd.（ベトナム）、SGS（Thailand）Limited（タイ）
	東京事業所	〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1 電話 03-5669-1382
	名古屋事業所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15 電話 052-231-0861
	西部事業所	〒700-0033 岡山県岡山市北区島田本町 1-1-47 電話 086-255-0282～3

表 1 1 : ロット認証申請手数料

窓口	手数料	振込先、その他
一般財団法人日本文化用品安全試験所	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ） A 形のもの : 26,400 円（税抜 24,000 円） C 形のもの : 55,000 円（税抜 50,000 円） (2) 同等性検査（①+②+③） ① 5.5 円/個（税抜 5 円/個） ② ロットの大きさ毎の額 650 以下: 6,600 円（税抜 6,000 円） 651~1600: 11,000 円（税抜 10,000 円） 1601~4000: 20,900 円（税抜 19,000 円） 4001~10000: 30,800 円（税抜 28,000 円） ③同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）	委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。 ※ 収納袋を有するものは、別途ホルムアルデヒドに関する成績書の発行料金が必要です。 ※ A 形の場合：圧力調整形の口金を有するものは、別途作動圧力の測定証明書の発行料金が必要です。 ※ A 形の場合：圧力調整形の口金を有するものは、別途底の熱衝撃性の測定証明書の発行料金が必要です。 ※ A 形ゆたんぽで合成樹脂性のキャップを使用している場合は 別途費用が必要なことがあります。
一般財団法人ボークン品質評価機構	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ） A 形のもの : 34,408 円（税抜 31,280 円） B1 形のもの : 183,304 円（税抜 166,640 円） B2 形のもの : 193,864 円（税抜 176,240 円） C 形のもの : 75,064 円（税抜 68,240 円） (2) 同等性検査（①+②+③） ① 5.5 円/個（税抜 5 円/個） ② ロットの大きさ毎の額 650 以下: 13,200 円（税抜 12,000 円） 651~1600: 17,600 円（税抜 16,000 円） 1601~4000: 26,400 円（税抜 24,000 円） 4001~10000: 35,200 円（税抜 32,000 円） ③同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）	※ A 形ゆたんぽで合成樹脂性のキャップを使用している場合は 別途費用が必要なことがあります。

一般財団法人化学物質評価研究機構 (CERI)	(1) 基準適合性検査 (検査試料の数は表 5 と同じ) B1 形のもの : 139,150 円 (税抜 126,500 円) (2) 同等性検査 (①+②+③) ① 5.5 円/個 (税抜 5 円/個) ② ロットの大きさ毎の額 2.2 円×申請数 (税抜 2 円×申請数) ③同等性検査に要する旅費 (委託検査機関の規程に基づく額)	委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。 ※ 収納袋を有するものは、別途ホルムアルデヒドに関する成績書の発行料金が必要です。 ※ A 形の場合 : 圧力調整形の口金を有するものは、別途作動圧力の測定証明書の発行料金が必要です。
一般財団法人化学研究評価機構 (JCII)	(1) 基準適合性検査 (検査試料の数は表 5 と同じ) A 形のもの : 23,760 円 (税抜 21,600 円) B1 形のもの : 124,960 円 (税抜 113,600 円) B2 形のもの : 134,640 円 (税抜 122,400 円) C 形のもの : 51,040 円 (税抜 46,400 円) (2) 同等性検査 (①+②+③) ① 5.5 円/個 (税抜 5 円/個) ② ロットの大きさ毎の額 650 以下: 7,150 円 (税抜 6,500 円) 651~1600: 13,200 円 (税抜 12,000 円) 1601~4000: 24,200 円 (税抜 22,000 円) 4001~10000: 33,000 円 (税抜 30,000 円) ③同等性検査に要する旅費 (委託検査機関の規程に基づく額)	※ A 形の場合 : 圧力調整形の口金を有するものは、別途底の熱衝撃性の測定証明書の発行料金が必要です。 ※ A 形ゆたんぽで合成樹脂性のキャップを使用している場合は 別途費用が必要なことがあります。

一般財団法人日 用金属製品検査 センター	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と 同じ） A 形のもの：23,100 円（税抜 21,000 円） (2) 同等性検査（①+②+③） ② 5.5 円/個（税抜 5 円/個） ③ ロットの大きさ毎の額 11 円×申請数（税抜 10 円×申請数） ③同等性検査に要する旅費（委託検査機関の 規程に基づく額）	
----------------------------	--	--

・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	< A 形の場合 > 図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 27mm×27mm です。 最小交付単位はシートタイプ：50 枚、ロールタイプ：5000 枚 図 1 協会支給 SG ラベル（A 形用） 協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。 < B 1 形及び B 2 形の場合 > 製品本体の表面又は裏面に図 2 に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出し、かつ、取扱説明書に図 3 に示す協会支給ラベルを貼付します。台紙の寸法は 17mm×17mm です。 最小交付単位はシートタイプ：50 枚 図 2 自社表示（B 形用） ・寸法：A を 1 0 0 としたときの比率で表しており、A は 8. 0mm 以上です。 ・色彩：協会の表示要領に定める色彩又は単色とする。

※ 図2に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。

自社表示する場合、SG マーク使用規程（ロット認証自社印刷事業者用）第4条に記載の情報が必要となりますので、電子ファイルでご準備をお願いします。

また、協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。



図3 協会支給ラベル（B形用）

< C形の場合 >

図4に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。

台紙の寸法は 22.5mm×22.5mm です。

最小交付単位はシートタイプ及びロールタイプ：5000 枚

なお、図4中「A0000000AB」となっている箇所は、実際にはラベル毎に異なる記号・番号となります。



図4 協会支給ラベル（C形用）

協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。

【作成・改正履歴】

2021/6/1：新規作成